

議案第23号

三朝町行政手続条例の一部改正について

次のとおり三朝町行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成10年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町行政手続条例の一部を改正する条例

三朝町行政手続条例（平成8年三朝町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「以下同じ。）」の次に「並びに県の条例又は県の執行機関の規則に基づく事務を町長が知事から委任を受けた場合における当該条例及び規則」を加える。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。